地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項前段の規定により岐阜県知事から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和3年7月28日

 岐阜県監査委員
 水
 野
 吉
 近

 岐阜県監査委員
 長
 是
 光
 征

 岐阜県監査委員
 長
 縄
 直
 子

 岐阜県監査委員
 南
 圭
 一

I 平成30年度、令和元年度及び令和2年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成30年度

(単位:件)

	監査結果	措置済	今回措置を	未措置
区分			講じたもの	
	A	В	С	А-В-С
指摘事項	89	88	1	0
指導事項	99	99	0	0
検討事項	5	5	0	0
計	193	192	1	0

2 令和元年度

(単位:件)

	監査結果	措置済	今回措置を	未措置
区分			講じたもの	
	A	В	C	A-B-C
指摘事項	106	106	0	0
指導事項	126	126	0	0
検討事項	6	6	0	0
計	238	238	0	0

3 令和2年度

(単位:件)

	監査結果	措置済	今回措置を	未措置
区分			講じたもの ※	
	A	В	С	A-B-C
指摘事項	100	100	0	0
指導事項	76	76	0	0
検討事項	2	2	0	0
計	178	178	0	0

※「今回措置を講じたもの」については、令和3年7月14日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり

指摘事項:是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項:是正又は改善を求める事項

検討事項:事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対

し是正若しくは改善を求める事項

定期監査の結果に基づき講じた措置

1 平成30年度

(1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

() 一旦和不	(旧順事項)に至って語した旧世	
都市建築部		
機関名	監査結果	
水道企業課	水道事業会計における固定資産の	水道事業
	管理事務において、包括外部監査で	計で登録さ
	固定資産台帳データの耐用年数及び	(指摘の4
	勘定科目の誤りについて指摘があっ	30年度から
	たため、固定資産の一部を対象とし	目及び耐用
	て固定資産台帳の登録内容の正確性	いるかどう
	を検証したところ、固定資産台帳に	必要な資産
	設定された耐用年数が地方公営企業	算に合わせ
	法施行規則別表第二号に定める有形	平成30年
	固定資産の耐用年数と異なっている	令和元年
	ものが4件(帳簿原価計322,382,959	令和2年
	円)認められた。	名称・区分
	減価償却費は決算額にも影響を与	修正資産
	えるため、固定資産台帳を精査し、	34件)
	正確性を確保するとともに、今後は	このよう
	適正な減価償却費を計上されたい。	原因として
		定耐用年数
		録されてい
		年数の変更
		「その時の
		に対する判
		産科目や耐
		性を欠くこ
		れる。後者
		期に一括し
		め、チェッ
		ったことも
		今後の対

食会計及び工業用水道事業会 されている全ての固定資産 件を含む) に対して、平成 っ令和2年度にかけて勘定科 用年数等が適正に設定されて かの確認を行い、見直しが 産については、令和2年度決 けて修正処理を行った。

講じた措置

度 要修正資産の洗い出し E度 修正内容の整理 F度 修正処理(耐用年数· (等)

691件(水道657件、工水

な修正が必要となった主な ては「法令等の改正により法 女が変更された際に、既に登 いた固定資産について、耐用 **更に未対応であった」ことや** り担当者によって資産の分類 判断が異なっていたため、資 計用年数等の登録情報の統一 こととなった」ことが挙げら 旨については、年度末の繁忙 して登録業務が行われるた ック機能が十分に機能しなか 要因として挙げられる。

今後の対策としては、固定資産登録 の統一基準となる『固定資産登録、処 分等基準』等を策定し、誰もが統一的 に固定資産の登録が行えるよう基準・ 運用を整備した。また、法令が改正さ れた際には、当該基準も遅滞なく変更 することとした。2つ目の対策とし

	て、予算要求時・契約締結時・納品
	(又は工事完了) 時の3回にわたっ
	て、取得する固定資産の登録内容を精
	査することとし、水道企業課及び東部
	広域水道事務所において、事務職員・
	技術職員がそれぞれの目線で何重にも
	チェックすることにより 登録誤り等を
	防止することとした。